

震宅対第 249-1号

平成30年 6月14日

熊本県建築協会 会長 様

熊本市長 大西



熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例の制定について（通知）

若葉の候、貴職におかれでは、ますますご清栄のことと存じます。

平素より、熊本市都市政策行政には格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本市では、平成28年熊本地震により被災した大規模盛土造成地に対し、宅地耐震化推進事業（大規模）により滑動崩落防止施設の設置工事を鋭意進めているところでございます。

この度、工事完成後の本施設を保全する必要があることから、下記の条例を制定いたしましたのでお知らせ致します。

つきましては、条例による規制区域内において、工事等の計画を行う際には事前にご連絡いただきますようご協力をお願い致します。

記

1. 条例 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例
2. 公布日 平成29年12月12日
3. 添付資料
 - ・保全条例に関するパンフレット
 - ・パンフレット別冊（届出書の提出・作成方法）

熊本市震災宅地対策課

電話 096-328-2900

担当 中村、鎌田、金城、森本